

「壬辰戦争」の講和交渉

荒木和憲（国立歴史民俗博物館）

はじめに

本報告は、「壬辰戦争」（1592～98、「文禄・慶長の役」「壬辰・丁酉倭乱」「万曆朝鮮役」）〔鄭・李 2008〕後に展開された日朝講和交渉（1598～1607）の過程を検討するものである。

講和交渉に関しては多くの先行研究が蓄積されているが、豊臣政権の最高実力者の立場から離脱して江戸幕府を開いた徳川家康がどこまで講和交渉に関与したのかが論点のひとつとなっている。1607年の講和成立を決定づけた朝鮮国書が対馬の大名である宗氏によって改竄されたとする説〔田代 1983〕が提起されたことで、当該期の講和交渉への徳川政権の関与は低く評価されるようになった。一方、偽書説への異論〔高橋 1985〕が提起されたことをうけ、1604年までは宗氏が講和交渉を主導していたが、それ以後は徳川政権が主導したとする見解〔関 1994〕が提示された。ところが、近年、現存する朝鮮国書の詳細な観察や科学分析にもとづき、やはり改竄後のものであることが証明され〔田代 2007〕、国書に付随する礼曹参判書契が改竄されたものであることも論証されている〔米谷 1995〕。

こうした国書・礼曹書契の改竄は、宗氏が徳川政権からの一定の自律性を保ちつつ、講和交渉を推進していたことを示すわけであるが、どこまでが宗氏独自の立場にもとづく交渉であるか、そしてどこからが徳川政権の外交窓口としての立場にもとづく交渉であるのかを見極める必要がある。

『朝鮮王朝実録』には当時のさまざまな日本情報が記録されているが、それをそのまま事実とみなすのは危険である。情報の不正確だけでなく、意図的に操作された情報が混在している恐れがあるからである。一方、先行研究では日本側の史料として『通航一覽』などの編纂物が重用される傾向がある。『通航一覽』は幕府大学頭の林樵が1853年に編纂した外交史料集である。便利な史料であるが、先行する編纂物を典拠として編纂されたものであり、収載される内容を鵜呑みにすることはできない。それゆえ、一次史料ないしは同時代性の高い二次史料にもとづき論証する必要がある。

こうした問題意識のもと、本報告では、日朝往復外交文書である書契（「国書」は将軍一朝鮮国王間の往復書契）に注目する。当該期の書契の原本は現存例がわずかであり、しかも改竄されたものである。一方、『朝鮮王朝実録』『通航一覽』や対馬藩の外交文書集『朝鮮通交大紀』（松浦允任編）などに収録された書契の録文はよく知られているが、それ以外にも同じく対馬藩の外交文書集である『善隣通書』（阿比留恒久編）、対馬の外交僧景轍玄蘇の文案集『仙巢稿別本』などに多数の書契が収録されている。当該期の書契は、現在までに報告者が整理したところでは約110通に

のぼり、対馬—朝鮮間で往復したものが大部分を占める。これらに収録される書契を利用した研究は〔米谷 2002〕にとどまるため、既知の書契とあわせて総合的に分析する必要がある。

もちろん講和交渉は書契の往復だけで完結するものではなく、最前線での口頭伝達も重要な要素となる。また、駆け引きである以上、書契の文面にも意図的な誇張や虚偽が混入するし、草稿本・写本の取り扱いにも注意を要する。こうした危険性があるとはいえ、書契を通時的・網羅的に分析することで、対馬宗氏・朝鮮政府双方の主張の底流をなす意図や論理が析出されるはずである。

本報告では、対馬—朝鮮間の往復書契、および日本側の一次史料や『朝鮮王朝実録』などを総合的に分析し、豊臣・徳川政権における徳川家康の動向、朝鮮王朝をめぐる国際環境を考慮しながら、講和交渉の過程を時系列的にあとづける。そのなかで、徳川家康の関与の程度、および対馬宗氏の自律性の程度が明らかになるだろう。

1. 明軍駐留期の講和交渉(1598年10月～1600年9月)

(1) 1598年(慶長3・宣祖31・万曆26)

豊臣秀吉が8月18日に没したことをうけ、9月5日、豊臣政権の「大老」である徳川家康・前田利家・宇喜多秀家・毛利輝元は、日本軍の撤退を控え、朝鮮に在陣中の小西行長・宗義智へ連署状を発した(豊国神社文書)。その趣旨は、「加藤清正の面前でなくてもよいので、御無事(講和)を急ぎ調べよ。御無事にあたり、朝鮮の王子が来ればよいが、無理ならば調物でもよい。日本の外聞を保つためなので、調物が多かろうと少なかろうと構わない」とのものである。島津義弘・黒田長政らの朝鮮在陣中の大名にも同文の命令が一斉に発せられている〔中野 2006〕。しかし、講和交渉は頓挫し、順天・泗川・露梁津での激しい戦闘を経たのち、日本軍の撤退が完了したのは11月下旬のことである。

まもなくして、明将劉綎・茅国器によって日本側に送致されていた人質49名のうち2名が解放され、釜山の「賊陣」(倭城カ)から「倭将」の書契を携えてきた(宣祖実録<以下宣祖>31・12・壬戌<11>)。「倭将」とは島津義弘のことである〔洪 1995〕。書契の内容は、無事に撤退できたことへの謝意を表したもので(宣祖32・1・辛丑<20>)、これを届けたのは「船主 康近」であった(7・辛酉<14>)。後世の史書は、「康近」を梯七太夫に比定する(朝鮮通交大紀など)。梯七太夫は、対馬の大名である宗義智に従属する特権町人であり、戦時には小西行長付の通詞を務めた人物である(朝鮮御陣渡海人数)。彼は「米布」を以前のように「歳賜」してほしいと朝鮮側に請うている(1・辛丑)。戦前まで朝鮮国王は対馬などの通交者に対して米豆を毎年賜給しており、対日外交マニュアルである『海東諸国紀』(1471年)に歳賜米豆として明文化されていた。

このころ、「対馬島」と「郎古耶」(名護屋)の「倭将」、すなわち宗義智と寺沢正成が朝鮮に「修好」を要請しようとしたが、「関白」は許さなかったとの被虜人の証言がある(4・丙寅<17>)。豊臣政権としては、依然として「外聞」を保てなければ講和は許容しないと立場をとったのであろう。そうしたなか、宗義智は島津義弘の書契を明将のもとへ届ける機会を利用し、対馬独自の立場から講和の可能性を探ったのであり、戦前までの既得権益を復活させ、戦中に荒廃した領国を再建しようとしていたことになる。ただし、康近はそのまま拘束され、明に送致されてしまった(7

・甲子〈17〉)

(2)1599年(慶長4・宣祖32・万曆27)

2月、朝鮮では日本が再び攻めてくるとの噂が広まっていた(宣祖32・2・甲子〈14〉)。このころ、明は朝鮮の「通倭」に関して、ひとつの判断を下している。すなわち、朝鮮は明の「藩籬」であるが、「倭奴」と「私通」するのは道理があるとしつつ、「通倭」「互市」は禍のもとであるから許すわけにはいかないの、明への事大に専念するようにと要求している(2・己巳〈19〉)。

前年、明将丁応泰が朝鮮と日本との結託を捏造し、神宗(万曆帝)に上奏している。この^{ぶそう}誣奏事件の余波で、『海東諸国紀』の抄本とおぼしき『海東紀略』の存在がリークされ(2・己巳)、建国以来、明からの問責を恐れてきた日本との「私交」〔木村 2011〕の存在が露呈されたのである。これに対して宣祖は、日本を「^{きび}羈縻」しつつ、明に「恭順」してきたのであると弁明している(2・己巳)。朝鮮は日本(中央政権)との交隣関係と対馬との羈縻関係を設定していたのであり〔関 1994・孫 1998〕、日本は羈縻の対象でないはずであるが、誣奏事件の余韻が残るなかでは、当面「交隣」というタームを封印せざるをえなかったものと考えられる。

誣奏事件後、明が朝鮮の対日外交を規制したとの見解〔李 1997〕に対して、それを否定する見解が呈されている〔鈴木 2011〕。また、明は朝鮮の対日外交に干渉しないのが基本姿勢であったとの指摘〔関 1994〕もある。明が「通倭」を許可しないというのは、この特異な状況下での当座の判断であろう。とはいえ、「通倭」を許可されず、交隣を封印した状況のなかでは、朝鮮側が採りうるオプションは羈縻に限られる。このうち、朝鮮が対馬との羈縻関係の回復を優先するのは、現実的な状況への対応はもちろん、こうした名分上の問題も影響していた可能性がある。

さて、3月には「倭子」10名が釜山に到着し(3・丙戌〈7〉)、「隣好」の「復修」を請うた(乱中雑録 己亥・3)。彼らが持参した書契は、「王子」「陪臣」を送致する約束が果たされないことを責め、「再犯」に言及する内容で、朝鮮側は「悖慢之語」が多いと反発している(前掲3・丙戌)。前年9月に発せられた豊臣政権の方針が基本的に維持されていたのである。このときの使者は^{よし}吉副左近である(朝鮮通交大紀など)。彼は宗義智に奉仕する吏僚⁽¹⁾であり、その意向を汲んでいたとみられるが、結局、遼東都司が管轄する広寧に送致された(宣祖32・4・庚午〈21〉)。

5月、朝鮮の廷議では、領議政柳成龍を中心に講和論が優勢であった(5・壬戌〈15〉)。北方の女真(六鎮藩胡・建州女真)への軍事的対応を迫られる状況において、対日講和は現実的なオプションであった。しかし、名分論を絶対とする台諫の激しい弾劾を受け、宣祖は講和に否定的な姿勢を示す。また、柳成龍は丁応泰誣奏事件の弁明のため北京に使用することを拒んだため、弾劾を受けて罷免された。

6~7月、日本の使者^{としざね}智実が明将の人質である河応潮ら5名、および鄭希得ら^{ひりよんにん}被虜人20名を送還した(7・辛酉〈14〉)。後世の史料は智実を^{ゆたにいやすけ}柚谷弥助に比定する(朝鮮通交大紀など)。宗氏の吏僚を輩出する柚谷氏の一族とみられる。彼が持参した釜山僉使宛の^{やながわしげのぶ}柳川調信書契は、7月14日頃に漢城に回送された(7・辛酉)。その内容をみると、^{とよとみひでより}豊臣秀頼が秀吉の後継者であり、前代と変わらず政権は盤石であるとしたうえで、明将と約束した「一介使臣」が来日しなければ、戦争

(1)「歩行御判物帳」中村儀右衛門所持文書4通のうち1通は、1600年に宗義智が中村善吉智正に対して発給したもので、「高麗有用所、其方父左近助差渡候之処、彼地へ被相留」(朝鮮に用件があり、あなたの父左近助を遣わしたところ、現地で抑留された)として米5石を給付している。また、別の1通は、1590年に義智が中村智正の近親である吉副左近助に立右衛門尉智元の名を与えたものである。これら2通からみて、中村智正の「父左近助」は吉副左近助とみてよい。

は終息しないと朝鮮側を責め、「使价過海一事」こそが「太平奇策」であると迫っている。また、先年の要時羅（小西与四郎）・康近の抑留に関して、「小人之事」「不寛仁之道」として抗議している。こうした強硬な主張を並べつつも、両国が講和すれば、対馬にいる被虜人を送還する用意があるとも表明している。朝鮮の王子ではなく使節の来日要求にトーンダウンしているが、それが現実的な妥協ラインとされていたこと、およびそれを実現に導くためには一定の外交圧力を維持しなければならず、豊臣政権の動揺を糊塗していることが窺える。

これに対して、朝鮮側は「兇賊恐喝之言」として猛反発し（7・甲子〈17〉）、宣祖は7月23日付の咨で明の經理朝鮮軍務都察院に事情を報告した（事大文軌）。そして、辺将である釜山僉使の名で答書を作成することとしたが、それは僉使としては礼曹（外交を所管する中央官庁）に上申するつもりはないと門前払いする内容のものであった（前掲7・甲子）。

なお、調信の書契に記載はないが、使者の智実（しまい）は「前日賜米」も要求していた（宣祖32・7・癸亥〈16〉）。先述の歳賜米豆を指すとみられる。対馬側は豊臣政権から講和交渉の指示を受けつつも、従来の独自の立場を回復しようともしていたのである。

8月、智実らは朝鮮としては拒絶したはずの使節であったが、明将の判断によって、漢城へ上京した。朝鮮は経略万世徳に抗議し、智実らの処遇をめぐる紛糾した（8・壬辰〈16〉、癸巳〈17〉など）。結局、拘束されて明に送致されたようである〔洪1995〕。ともあれ、朝鮮は講和を求めてくる対馬側への対応として、講和は明に諮ることなく「自擅」（自主的判断）することはできないとの建前を貫くようになる（9・庚戌〈4〉）。

(3) 1600年(慶長5・宣祖33・万曆28)

前年末頃から朝鮮では、徳川家康が「代立」したとか、「関白之任」を「摂行」（代理）しているとか、「執政」しているなどの噂が広まっていた（宣祖32・12・壬辰〈17〉、33・1・戊申〈3〉、壬子〈7〉）。そうしたなか、2月9日に被虜人の金有声（金有彭とも）らに乗せた船2隻が慶尚道に着岸した。彼は「唐津島賊」（寺沢正成）のもとに抑留されていたところ、唐津を訪問した柳川調信が明の質官4名と協議のうえ送還を決定し、和議を「勾当」（担当）することになったという（事大文軌 万曆28・3・20 宣祖咨）。使節の抑留がつづく状況のなかで、金有声に書契とその他の被虜人（159名）を託すという方策を採ったのであろう。彼に託された書契は、宗義智・柳川調信の書契4通（礼曹宛、東萊・釜山宛、要時羅宛）、および小西行長・寺沢正成連署書契（礼曹宛）であった。同月24日には、日本から帰還した方彦龍が経略万世徳に上書し、義智・調信は講和を望んでおり、「朝鮮国使臣一員」と「勅書一幅」（宣祖国書）が届けば、明将から預かっている質官を送還し、朝鮮の被虜人を順次送還するつもりらしいと告げている（宣祖33・2・戊戌〈24〉）。

そして4月、「倭船」2隻が朝鮮に着岸し、明の質官王建功・陳文棟を含む40余名と被虜人20余名が帰還した（4・甲申〈11〉）。島津義弘が直接福建に送還した質官茅国科、および客死した劉万寿を除き、すべての質官・質子が送還されたのである。

このとき義智の使者である「倭将」が持参したのが、3月28日付の義智書契と調信書契（礼曹宛）、および1月27日付の行長・正成連署書契である（4・丁亥〈14〉）。義智書契によると、「倭将」の名は調次（しげつぐ）であり、後世の記録は石田甚左衛門（いしだじんざえもん）に比定する（朝鮮通交大紀など）。石田調次は、

対馬の特権町人であり、戦時は義智付の通詞を務めている（朝鮮御陣渡海人数）⁽²⁾。義智は書契のなかで、朝鮮側が無回答であること、先年の使節を抑留していること、朝鮮使節が渡海しないことを非難し、速やかに使節を派遣することが終戦の実現に必要であり、それは「太閤遺命」（秀吉の遺命）であると主張している。また、調信書契では、「太閤相国」の「遺命」を受けた家康が秀頼を補佐しているので政権は盤石であると強調し、「二士」（王建功・陳文棟）もよく理解しているという。

一方、行長・正成書契は、徳川家康が被虜人の送還を豊臣秀頼に上申したところ、秀頼が義智に送還を命じたとの内容である。真偽は不明であるが、家康の政権掌握の情報が朝鮮国内で流布する状況において、行長・正成としては、従来どおりの外交圧力を維持するため、家康はあくまで豊臣政権の一員であり、政権は盤石であるということを強調する必要があったのであろう。また、外交権が豊臣家に帰することを内外に知らしめる意味合いがあったとの指摘もある〔中野 2008〕。

行長・正成は回答が遅延すれば再び戦争を招くと警告し、かなり講和を急いでいる。朝鮮との講和は、対馬の生命線であるから、行長が義智の義父としての私的な立場で講和を急いだという側面も否定できないが、正成も関与していることから、あくまで豊臣政権の一員としての立場での画策であろう。政権の亀裂が深まり、未曾有の内乱へと発展しかけている状況のなかで、対馬攻撃の可能性〔洪 1995・中野 2008〕をはらむ明軍の存在は脅威となりうる。それゆえ、明軍の撤退が早期に実現するよう、朝鮮との講和を急ぐ必要があったと考えられる。一方、完全撤退を目前に控えた明軍としても、撤退時に日本が後方から再攻撃してくるのは回避しなければならない。こうしたタイミングで質官・質子の送還が実施されたことは、日本側と明軍側との思惑が一致してのことであろう。

ともあれ、これらの書契は朝鮮の辺将ではなく明将が接受し、經理に上呈されたのち、朝鮮政府に回付された。こうした手続きを経たため、朝鮮政府としては正式な回答をせざるをえないとの判断に至ったのである（4・己丑〈16〉）。朝鮮としては、北方の女真の脅威が強まるなかで、明軍の完全撤退後を見据え、日本との講和を現実的なオプションとして準備しなければならない。そこで、回答書契を送付し、講和への布石としたわけであるが、書契の接受をめぐる手続論は、講和反対派を抑えるための方便であったといえる。

5月、朝鮮は義智・行長・正成を礼曹参議（正三品）と敵礼（対等）、調信を礼曹正郎・佐郎（正五品・正六品）と敵礼と定め、参議名と正佐郎名の回答書契の素案を備辺司が用意した（5・甲寅〈12〉）。しかし、使者の石田調次らは既に釜山を出航していたため、軍官金達・校正朴希根・通事李希万らに対馬へ伝達させることとした（5・乙卯〈13〉、6・丙戌〈15〉）。

このとき金達らが持参した書契のうち、行長・正成宛の礼曹参議書契の草稿本と推定されるものが存在する⁽³⁾。それによると、講和に含みをもたせつつも、日本側の講和の意思に懐疑的な姿勢

(2) 「歩行御判物帳」⁽¹⁶⁸⁷⁾ 長留甚左衛門所持として、1608年（慶長5）3月以降の文書5通を収録している。1608年の文書によれば、宗義智が「石田甚右衛門尉」に九郎右衛門尉・智方の官途名・実名（諱）を与えており、石田調次と同一人物とみられる。甚左衛門（尉）・調次は先代の宗義調から与えられた名であり、あらためて義智から九郎右衛門尉・智方を与えられたのである。もとは府内の町人であるが、通詞・使者としての功績により、調次（智方）もしくはその子孫が下級城下士である「歩行」格の身分を得たものと考えられる。

(3) 対馬藩で編纂された『朝鮮通交大紀』（松浦允任編）と『善隣通書』（阿比留恒久編、17世紀末～18世紀初期成立）に収録されている。いずれも出典を『青陸集』とし、後者は「和好第一番書 石田甚左衛門返翰 出青陸集」とする。『青陸集』とは、金徳謙の文集であり、同書巻六・掲帖・日本回書に同文（案）が収録されている。つまり、松浦允任または阿比留恒久が、当時、日本に流入していた朝鮮本の『青陸集』から発見したものである。その書契の一節に「有問不答亦云非礼、茲布遠情、以報 惠書」とあり、初めての返書であることが明示されているので、このときの礼曹参議の回答書契（案）とみて差し支えない。ただし、文中に「貴邦」ではなく「貴邦」とあるので、対馬の義智または調信に宛てたものではない〔洪 1995〕。したがって、1月27日付の行長・正成連署書契に対する礼曹参議回答書契の草稿本であると考えられる。

を崩しておらず、かつ明軍の駐留中であるため独断での講和はできないと主張している。これ以降、朝鮮は明の威を借りる「借重之計」^{しやくじゅう}、および講和を先延ばしにする「遷就之計」^{せんしゅう}を採る〔李 1997〕。

9月1日、義智・調信の書契（金達の対馬来島をうけて送付されたものであろう）に対する回答書契の文案を備辺司が作成した。対馬側が「節次致書」^{せつじちしよ}（季節ごとに書契を送る）したことに誠意があると一定の評価をし、被虜人をすべて送還して「竭誠自效」^{けつせいじこう}（自ら誠意を示す）するならば、朝鮮としても「自新之路」^{じしんのみち}を選ぶとしている（9・辛丑〈1〉）。被虜人の送還こそが誠意の証であり、その推進が講和の条件であると逆に提示した恰好である。

そうした朝鮮側の判断の背景には、経略万世徳が出国し、明軍の完全撤退が完了する反面、朝鮮の「自強之計」^{じきょう}が緒についたばかりであるという軍事的な空白状態があった。一方、日本では9月15日に豊臣政権を二分する関ヶ原の戦いが勃発し、東軍の徳川家康が勝利を収めた。従来、講和の窓口であった小西行長は西軍の首謀者として斬られ、行長の女婿である義智も西軍に加担した。一方、もうひとつの窓口である寺沢正成は東軍に加担した。義智は家康の問責を免れはしたが、朝鮮との講和を急ぎ、家康に対して自分の存在価値をアピールしなければならなくなったのである〔中野 2008〕。

2. 明軍撤退後の講和交渉(1600年10月～1604年4月)

(1) 1601年(慶長6・宣祖34・万曆29)

2月、朝鮮政府では、日本からの使節が7ヶ月間も到来しないことに疑念が呈され、日本は「其國中極乱」であるとの情報も飛び交っている（宣祖34・2・庚午〈1〉）。前年8月頃の宗義智の遣使を最後に使節が途絶えていたのである。これは関ヶ原の戦い^{せきがはら}の影響とみるほかない。

4月、「倭子」1名と「逃還人」11名が朝鮮に到来し、「日本國中乱起」と小西行長の敗死を伝え（4・庚午〈3〉）、とくに姜士俊は関ヶ原の戦い前後の詳細な情報を伝えている（4・壬辰〈25〉）。すなわち、義智は大坂にいて、柳川調信が対馬を「総領」（政務の指揮）していること、義智が姜士俊らの送還を家康に申し出て許され、その際に「請和之書」^{せいわ}を与えられたこと、義智は講和が成立したあかつきには被虜人を掻きあつめて送還するつもりであること、などである。日本の大乱と行長の敗死という重大な情報に接した朝鮮政府は、「逃還人」^{とうかんじん}の証言には懐疑的であり、日本情報を直接収集する方針に傾いた。

そうした伏線のなかで、6月、「倭人」10名が釜山に着岸し、南忠元と被虜人250名を送還した。「倭人」が持参した調信書契と寺沢正成書契などは、講和を求める内容で、「威嚇之意」が含まれていたものの、「悖惡之言」はなかったという（6・甲午〈28〉、7・丁酉〈2〉）。また、南忠元の証言によると、義智・調信は大坂にのぼり、昨年「朴希根持来書意」（前年5月の義智・調信宛書契の趣旨）を家康に報じたという（乱中雑録・辛丑6月）。その真偽は未詳であるが、一連の講和交渉には寺沢正成も関与しているので、義智・調信らは「豊臣政権」の一員として家康の意向に従っていた可能性が高い⁽⁴⁾。

一方、朝鮮政府では、回答書契の文案をめぐる議論が行われた（7・己亥〈4〉）。義智・正成の

(4) 1603年、礼賓寺奴の朴守永が調信からの情報として証言したところによると、秀頼と家康は諸大将を集めて会議し、講和を進めるために義智の「築城之役」を全免したが、既に4年が経過したので、今年の春までに決着しなければ、義智は急ぎ大坂に登らねばならないという（宣祖36・3・庚辰）。真偽は不明であるが、講和交渉を推進するため、豊臣政権が諸大名に賦課する普請役を特例として免除されていたとする点は注目される。

要求が家康の真意であるのか懐疑的な見方が強かったが、対馬に関しては、「我が国を^{ぎょうほ}仰哺しているからには拒みがたい」、「兵力が乏しいので、羈縻によって対馬の策動を制止すべきである」、「羈縻を行うのであれば、まずは対馬側の「革面謝罪」が必要である」など、対馬を羈縻せよとの主張が大勢を占めたが、対馬を羈縻する場合、明への説明が難しいとの危惧もあった(7・己亥<4>)。こうして対馬を羈縻することが公論化され、正式な方針として決定される〔関 2002・河 2002〕。倭寇の再発防止〔洪 1995〕はもちろん、対馬を緩衝地帯として日本の再攻撃を回避する意図があったといえる。

そうした議論を経て作成された、8月日付の義智宛・調信宛の礼曹参議鄭擘書契が『続善隣国宝記』などに収録されている。まず義智宛書契によると、義智からの書契には三韓征伐伝説を示唆する文言が含まれていた。これに対して朝鮮側は、新羅・百濟以来、辺境で偶発的なトラブルはあったが、それは「島嶼間寇掠之徒」の仕業にすぎないのであって、国を傾け兵を興こして不当に侵攻してきた「壬辰・丁酉」には及ばない、と反論している。そして、明は精兵 20 余万を八道に配置して屯田・教練しており、天将の処分を受けなければならないので、少しも「自擅」はできないとしつつ、「^{かいひょうせい}悔禍表誠」して「後福」を求めるならば、水陸諸将は天朝に報告するので「兩國之幸」となる、と述べている。義智側は「豊臣政権」を背景として依然として強硬な姿勢であり、朝鮮側も「瞞辞」(宣祖 35・1・己酉)を並べて「借重之計」「遷就之計」を採っていた。そうした駆け引きをしながらも、朝鮮は義智に「悔禍表誠」を要求し、対馬との講和の意思があることを伝えたのである。

朝鮮が対馬と講和するための論理は、調信宛書契に凝縮されている。すなわち、200 年来、対馬の人を「内地赤子」のようにみなし、「^{ちやうべい}朝聘」(擬制的な朝貢)してくれば「^{しやうし}賞賜」を厚くし、対馬に繁茂する草木に至るまで、すべて「国家」が「涵育」してきたと述べている。これは従来の対馬に対する羈縻を強調したもので、「足下之力」で「日本之兵」(戦争)を制止するようにと要求している。朝鮮としては対馬を羈縻して緩衝地帯とすることで、南方の国防を固めようとしたのである。また、「将来」を見据えて「既往」に拘らないのが「聖人之心」であり、「許人革面」(相手を許して態度を変えること)こそが「王者之道」であるとしたうえで、日本の「誠信」と対馬の「懲悔」が「非情忠愾」であれば、朝鮮はこれを「天将」に報告し、「天将」も「天朝」に報告するので、「天」も講和を許すであろう、と述べる。つまり、「天」を最上位に据え、「天朝」(明)の冊封を前提とする日本・対馬との交隣・羈縻関係を回復しなければならないという名分論を構築したのである。朝鮮政府内では、台諫を中心とする講和反対派が日本を「^{ふきやうたいてん}不共戴天」の仇敵と断じる名分論を強く唱えていた。したがって、講和推進派の名分論は、多分に反対派の言論を抑えるための対内的な意味合いを帯びていたといえよう。

さて 11 月になると、義智は「^{としまさ}智正」を朝鮮に派遣し、講和を要請した(宣祖 34・11・戊午<24>、辛酉<27>)。「智正」は、対馬の特権町人である井手智正(本姓^{い としまさ}橘、^{たちばな}弥六左衛門尉)のことで、戦時には^{あさのながまさ}浅野長政付の通詞を務めていた(朝鮮御陣渡海人数)。朝鮮語に長けていたらしく、これ以後の講和交渉の最前線で重要な役割を演じつづける⁽⁵⁾。彼が持参した義智書契(続善隣国宝記)は、先般の礼曹書契の「悔禍表誠」云々の文言を引用したうえで、家康は常に撤兵を諫言し

(5) 1583 年、井手弥九郎が義智(当時は昭景)から「弥六左衛門尉」の官途名を授けられている。その後、義智から「智正」の諱を授けられたのであろう。当該文書が「^{うままわりのほんもろ}馬廻御判物帳」(1687 年)に収録されていることから、井手智正ないしその子孫が城下士の最上位である「馬廻」格の身分を得たことを示唆する。

ていたこと、「日本」（豊臣政権）は「改非求和」していること、講和が成立すれば「兩國之幸」であることを伝えている。朝鮮側では、その内容を「催和恐脅」と受けとめる見方もあったが（11・戊午〈24〉）、少なくとも文面上からは強硬な姿勢が消え、書止文言も従来の「誠恐頓首謹言」から「恐惶不宣頓首謹言」へと低姿勢の度を増している。また、宣祖は義智・調信の進上品に対して虎皮・豹皮・弓子などを回賜し、智正には大米 40 石を褒賞として賜給した（11・戊午、12・壬辰〈29〉）。こうした国王の賜物（回賜・特賜）は戦前までの伝統的な慣行であった。義智らが進上品を用意したのは、朝鮮側の講和の意思を確信したためであり〔洪 1995〕、朝鮮側も対馬との羈縻関係の再開を即物的なかたちで伝えたのである。

そして、12 月 1 日付で義智宛と調信宛の礼曹の回答書契（善隣通書 3 など）が作成された。前者では義智の「^{けんけん}倦々之意」（忠誠）を認め、「王者」は「已往」に拘らないとの論理をあらためて明示し、「革面改心」を要求している。こうして義智は「革面改心」を証明する手段として、被虜人の送還に注力することになる。

(2) 1602 年(慶長 7・宣祖 35・万曆 30)

前年 12 月末から 2 月にかけて、朝鮮政府は探賊使^{たんぞくし}の対馬派遣を議論した。その人選にあたり、惟政（松雲大師）は日本人に知られすぎているので不都合とされた。そこで、惟政は明国内の經理のもとにいと偽り、軍官全繼信に惟政名の書契を対馬へ伝達させることとした。さらに、日本事情に精通する孫文或のほか、「軍門伺候」に偽装した通事金孝舜を随行させることにした。ところが、惟政は実際には河陽県（慶尚道）にいるため、対馬側に工作が露見することを危惧し、惟政の師休静（葆真、西山大師）の名で書契を送ることになった（宣祖 34・12・壬辰〈29〉、35・1・庚戌〈17〉、2・丙寅〈3〉）。ただし、休静は戦時の義僧将であるが、司憲府の弾劾を受けて重罰を下されていた（宣祖 25・5・戊辰）。これらは国家の体面を損なわないよう、仏僧を利用した偵察工作であった。このとき経略万世徳は対馬との講和策を支持し、その当否は朝鮮側の自主的な判断に委ねる姿勢であったが、朝鮮側としては、明朝廷からの確言が得られないかぎりには、従来どおりの慎重な姿勢をとらざるをえなかった〔中野 2008〕。

全繼信の対馬來島後にあたる 5 月、「倭人」2 名が家康の命令と称して被虜人を送還するとともに、書契 5 通を持参した。その応接は全繼信が担当した（宣祖 35・5・乙丑〈4〉、丙寅〈5〉）。5 月日付の義智宛礼曹参議宋駿書契（善隣通書 3 など）では、義智の「倦々之誠」（忠誠）を認め、使者に「賞米」を授けている。また、6 月日付の義智宛礼曹参議宋駿書契（善隣通書 3 など）によると、その使者は井手智正であり、賞賜の内容は「米布」であった。さらに、6 月日付の調信宛全繼信書契（善隣通書 3 など）では、対馬で「款接」（誠意ある応接）を受け、孫文或もその事情を明に報告したと前置きしたうえで、明将・休静に関する虚説を織り交ぜつつ、唐浦漁民の劫掠事件に言及し、これが講和成立にむけての障害であると調信を責めている。

7 月頃、調信は智正ら 9 名を派遣し、被虜人 104 名を送還した（宣祖 36・6・甲午）。このとき智正は鳥銃 10 柄・山獺皮 16 束・丹木 15 斤・烏賊魚 70 束を商品として持参していた。朝鮮側は密貿易と機密漏洩を防止するため、「公家」が「都売」する、すなわち全量を公貿易で購入することとした（宣祖 35・7・己巳〈10〉）。規模こそ小さいが、釜山での公貿易が事実上再開したのである。1471 年以降、公貿易（官衙との貿易）・私貿易（特権商人との貿易）の場は基本的に漢城

であり、浦所での私貿易は厳しく制限されていた〔長 1997・荒木 2017〕。ところが、戦後の講和交渉の過程で、公貿易の場が漢城から釜山に移行し、必然的に私貿易の場も釜山に移行することになる。近世日朝貿易の基本的な枠組みは、この時期に形成されたのである。

8月、「倭人」14名が被虜人229名を送還し、朝鮮は「米石」を支給した（宣祖35・8・壬辰〈3〉）。8月日付の義智宛礼曹参議宋駿書契（善隣通書17）によると、使者の智正が被虜人172名を送還したことをうけ、「貴島恭順之心」を認め、「米斛」を支給している。被虜人数に57名の齟齬が生じるが、智正とは異なる船で到来した「倭人」によって送還されたのであろう。後述する1603年2月の調信書契（仙巢稿別本）に「去秋智久帰日」とあることから、その「倭人」は智久（橘智久）であると考えられる。ともあれ、7～8月に従来よりも大規模かつ集中的な被虜人送還が実施されたことは注目される。

そして11月にも井手智正ら20名が被虜人129名を送還したが、彼が持参した書契は11通にのぼり、「賊酋」沈安道（小西行長の余党、^{ずりょう}受領名^{きつまのかみ}薩摩守）の書契も含まれていた。従来とは異なる書契の用意の仕方である。そして、家康は講和交渉の一切を義智に委任し、1年以内に講和を成立させるよう命じたとして、来春の「通信使」派遣を要求した（宣祖35・12・壬辰〈5〉、36・6・甲午〈9〉）。

このとき調信が孫文政に送ったとみられる書契（善隣通書5など）のなかに、「貴国去秋報章之旨」を家康に報告したとあることが注目される。すなわち、前年8月日付の礼曹参議鄭曄書契の趣旨（講和の意思）が家康に報じられ、家康は講和の「成不成」を速やかに決するよう命じたという。ここで問題となるのは家康の関与の程度であるが、この年には家康書状が義智に発せられている〔徳川1983〕。それは12月30日付のもので、「高麗之儀」は「別紙」にて承知したとの旨が記される。そうすると、調信は実際に鄭曄書契の趣旨を家康に報告していたことになるが、書契を受けとってから報告するまで、約1年間のブランクがあったことにもなる。

つまり、1601年秋から1602年冬までの間に、家康が朝鮮との講和に強い関心を示すようになったのであり、それゆえ1602年4月には加藤清正が義智を出し抜いて講和を成立させようとした「清正一件」（後述）が発生したのである。こうした情勢の変化をうけ、義智は講和交渉の進捗状況を具体的に家康に報告する必要が生じたのであり、裏を返せば、それ以前の家康の関与は薄かったことになる。関ヶ原の戦い以後の豊臣政権の崩壊から徳川政権の樹立にいたる過程のなかで、家康は朝鮮との講和に強い意欲を示すようになったのである。

1601年に義智らは対馬以外の地域に抑留されている被虜人を集めはじめ、1602年以降に朝鮮へ送還するようになることから、これを家康の権力掌握過程と軌を一にする動向とみる見解がある〔洪1995〕。後世の史料（韓録・白石叢書）から導かれた見解ではあるが、1602年秋～冬の被虜人の集中的な送還は、送還の態勢に変化があったと考えざるをえない。

従来、対馬側は豊臣政権の指示のもと「使臣」の派遣を要求していたが、1602年に初めて「通信使」を要求したこと〔洪1995〕にも注目される。豊臣政権は「^{がいぶん}外聞」を保つために、朝鮮側から講和を請う使節を派遣するよう要求していたのであって、その名分が「通信使」である否かは二次的な意味合いしかなかったといえる。ここで対馬側があえて「通信使」と指定したのは、その使節団の規模の大きさと華やかさを意識したためではないか。沿道の諸大名に大規模な使節団の応接・護送を分担させることは、徳川政権の大名統制の試金石となりうる。また、徳川政権はその正当

性を担保するため、通信使を「朝貢」使節に見立て、将軍の「御威光」を内外に放つためのデモンストレーションとして利用したのであり、その政権の性格は「見える王権」「見せる王権」であったとされる〔トビ 2008〕。「通信使」の派遣要請がなされたのは、家康が将軍^{せんげ}宣下を受けて新政権を樹立する約3ヶ月前のことであり、やはり豊臣政権が要求していた使節とは意味合いが異なるものと考えられる。「通信使」の指定が家康の指示であるのか、義智らの発案によるものかは不明であるが、新政権樹立のタイミングに合わせた動きであるのは確かである。

一方、朝鮮側は調信宛孫文或書契（善隣通書 3）において、全継信らの対馬視察時の応接が「懇誠意懇切」であったと認めつつ、「清正一件」の背景を探るために再度の視察を予告しており、この段階では家康の動向を把握できていない。また、新任の経略である蹇達は、講和に懐疑的な姿勢を示したため、朝鮮としてはその影響力を排除するため、自主的に講和を推進する方向へ傾いていた〔洪 1995〕。

(3) 1603 年(慶長 8・宣祖 36・万曆 31)

1 月、孫文或と井手智正との問答記録（前年 12 月作成）が漢城に上送され、智正は 3 月の再来を予告して帰島した（宣祖 36・1・己未〈2〉）。そして 2 月 12 日、家康が^{せいいたいしやうぐん}征夷大將軍の^{せんげ}宣下を受け、徳川政権（幕府）が名実ともに誕生した。

3 月頃、智正が 2 月 12 日付とみられる義智書契と調信書契を持参し、被虜人 88 名を送還するとともに、講和を要請した（3・庚辰〈24〉、仙巢稿別本）。そのかたわら、智正は銅を持参しており、朝鮮政府は慶尚道に全量を買収とらせたが、あまりに多量であったため、今後は半分を買収することとし（3・庚辰）、智正には賞米 60 石を授けた（4・丁亥〈1〉）。公貿易の規模が徐々に拡大していたことがうかがえる。

さて、義智書契は「軍門」（経略）宛と礼曹宛の 2 通であるが、新任の経略である蹇達を交渉の相手とし、礼曹にはその取り次ぎを求めている。蹇達に対しては、調信が「王京」（京都）に赴き、「内臣家康」が昨年の休静書状を「一覽」したことなどを伝え、被虜人送還と講和要求は「日本」の意思であると主張している。

調信書契は礼曹宛・休静宛・惟政宛・全継信宛の 4 通であるが、いずれも唐浦漁民劫掠事件の弁明や「清正一件」に対する反論を述べている。「清正一件」とは、同年 4 月に加藤清正の使者が福建に到着し、被虜人 87 名を送還するとともに、「倭書」2 通を提示し、朝鮮との講和を求めた事件である（明神宗実録 万曆 30・4・12）。これに対して朝鮮側は二元外交として反発を強めていた〔河 2002・貫井 2002〕。調信は講和の阻害要因となる、これらの事案を解消して、通信使の早期派遣を実現させようとしたわけであるが、彼が全継信に宛てた書契がもっとも注目される。すなわち、豊臣政権内では「諸名」（諸大名）が朝鮮との講和が成立しないことに不満を抱いており、「講和が成立しないまま、家康が「国政」を秀頼に譲れば、家康は秀頼に臣従することとなる。それゆえ家康は「槐門」（^{かいもん}内大臣）を辞して「柳營」（^{りゅうえい}幕府）を守ることにした。我々は船を用意して講和の「成不成」の知らせを待つ」と述べたという。講和交渉の遅れが家康の政権樹立に直接作用したとする興味深い記述である。これを鵜呑みにすることはできないにしても、講和交渉の遅れが豊臣政権内における家康の地位を不安定化させる要因であったこと、そして新政権の樹立をめざす家康が自らの政権のために講和の成立と通信使の派遣を望んでいることは読み取れよう。

一方、朝鮮側は4月日付の義智宛礼曹参議李鉄書契（善隣通書3など）において、「惓々之意」を認め、「^{じゆんりしゆせい}順理輸誠」（道理に従い帰順する）すれば「天」は必ず講和を許すと述べ、「清正一書」は「魔戯」であるとして、それ以上の追及を避けた。また、4月22日付の調信宛て孫文或書契（善隣通書3）では、軍門の蹇達に「足下諭誠之実」を報告するとも告げている。

6月、^{たちばなとしひさ}橘智久が朝鮮に到来し、家康が督促していると称して、通信使の招聘を交渉した（6・己亥〈14〉、10・甲辰〈22〉）。彼が持参した義智書契（6・己亥）は、講和交渉の「受命人」は義智以外に存在しないことを家康が保証したと伝えるものである。その真偽は不明であるが、義智としては、「清正一件」を帳消しにし、朝鮮との講和交渉のルートを独占する意図があったといえる。6月日付の義智（「豊臣平公」）宛て礼曹参議李鉄書契（善隣通書3）では、「貴島書契之辞」は経略に急報したので、回答を待つようにと要求している。なお、従来、義智・調信は平姓と豊臣姓を併用していたが、この李鉄書契を最後に往復書契から豊臣姓が使用されなくなり、講和交渉を「太閤遺命」であると称することもなくなる。これは徳川政権が名実ともに成立したことをうけ、豊臣姓を称するよりも、家康との関係性を強調したほうが得策との判断によるものであろう。

こうした対馬側の外交攻勢に対して、備辺司は、講和を「虚辞遷就」すること既に3年が経過し、現在の開市が暫定措置であることから、今後の約条締結にむけての議論を開始した。賛否両論であったが、賛成派をもってしても、やはり明が許可しないことを懸念していた（8・辛卯〈8〉、9・丙辰〈3〉）。そこで経略の蹇達に諮ったところ、「倭奴」の「往来為市」に備えて海辺の防備に努めよとの回答を得ている（10・甲辰〈22〉）。対馬との講和・開市に関して、蹇達は容認する姿勢を示したのである。

11月、被虜人の金光が帰還し、彼に宛てた調信書契と^{けいてつげんそ}景輒玄蘇書契を持参した（善隣通書和好事考）。いずれも戦前からの歴史的経緯に言及したもので、調信書契には「王子一件」（1597年の講和条件）を蒸し返すような文言もみられる。ただし、玄蘇書契では、講和が実現しなければ、義智・調信は罪を免れないこと、「信使過海」を実現させ「和交之驗」とすることが金光の朝鮮における忠節であるとも述べている。発信者によって文言に強弱があるが、義智・調信の書契はすべて玄蘇が起草したものである（仙巢稿別本）。意図的に書契の文言を書きわけ、硬軟を織り交ぜながら、「信使過海」の実現を図ったのである。

（4）1604年（慶長9・宣祖37・万曆32）

2月、金光は、家康は再び朝鮮を攻めるつもりであること、義智・調信が講和を急ぐのは、関ヶ原の戦いで小西行長に与し、「同党之禍」を恐れているためである、と証言している（宣祖37・2・戊申〈27〉）。慶尚道左水使は、義智・調信は金光と口裏を合わせており、本心では講和を望んでいるが、金光にわざと再戦の恐れを語らせることで、朝鮮側の反応を試しているのであると看破している（3・乙卯〈5〉）。金光の証言をうけて、朝鮮政府は再び対馬視察を議論する（2・庚戌〈29〉）。これが対馬との講和（「許和」）を成立させる契機となり〔関1994〕、通信使の派遣要求を重要視する契機ともなった〔洪1995〕。そして翌3月、井手智正が到来し、講和を要請したのに対し、朝鮮側は対馬視察の意思を智正に伝達した（3・壬戌〈12〉、乱中雑録・甲辰春）。

3. 「明の干渉」解消後の講和交渉(1604年5月～1607年5月)

(1)1604年(慶長9・宣祖37・万暦32)

朝鮮は対馬視察の可否を明朝廷に諮っていたところ、5月、「講信修睦」は自ら決せよとの公式の回答があった(宣祖37・5・辛未<21>)。これによって、日本との講和交渉、ひいては「私交」(「交隣」)の回復に明が干渉するのではないかという積年の懸念が払拭された。従来は講和交渉に関して事前協議を行ってきたが、これ以後は事後報告で済ますようになったのである〔関1994〕。これによって朝鮮側の講和交渉は加速していく。翌6月には惟政・孫文或・金孝舜・朴大根の対馬派遣計画が実行に移されることになり、彼ら一行は7月に井手智正に伴われて対馬に到着した(6・戊子<9>、事大文軌 万暦33・6・4 宣祖咨)。この使行の目的は、対馬に対して「許和」(講和を許す)の意思を伝達することであった〔関1994〕。

7月日付の義智宛礼曹参議成以文書契(善隣通書3など)では、智正が被虜人50名を送還したことに謝意を表し、経略の蹇達も対馬の「嚮款之誠」(誠意)を認めたと告げている。そして、朝鮮としても、対馬の「革心向国之意」(心を改めて朝鮮を慕う気持ち)を認めており、たとえ日本に過失があろうとも、対馬と絶交する道理はないので、「往来交易」を暫定的に許可すると伝えている(いまだ暫定措置であるのは約条締結前だからであろう)。さらに、対馬が誠意を示しつづければ、「帝王待夷之道」は「寛大」なものであり、「天朝」も永久に絶交することはないと述べている。このように、対馬との講和と日本との講和を区別したうえで、前者については羈縻の論理を前面に押し出したのである。また、惟政は7月11日付の対馬島宛の礼曹論書(朝鮮往復書契など)も持参している。私文書様式の書契ではなく、官文書様式の「論書」(下行文書)〔崔1989〕を発することで、対馬への羈縻の姿勢を明確に打ち出したのである。その内容をみると、対馬が「革心向国之意」を表しているからには、朝鮮としては「饑饉」に苦しむ対馬を「交市」によって支援すべきであり、対馬側は「帰化之心」を「自新」すべきであること、もし対馬の使者が「物貨」の「交易」を求めるならば「開市」を許すよう、慶尚道觀察使・釜山節制使などに指示したことが記されている。

このように、朝鮮は日本人の漢城への上京を認めず、釜山で互市すること、そして書契の往復も辺境の文武官(東萊府使・釜山僉使)を窓口として行うことを制度化したのである。こうした措置は、北方の六鎮藩胡に対する開市と平行な関係にある。1599年、藩胡は上京・進上・受賞を請うていたが(宣祖32・6・丙午)、翌年、朝鮮はその上京を許さず、咸興(咸鏡道)で暫定的に進上・授賞・宴享・開市することを決定していた(宣祖33・1・辛未)。また、1595年、建州女真のヌルハチも通交と上京を求めたが、朝鮮は鴨緑江上流南岸の満浦(平安道)での開市と書契交換を行うことにしている〔桂2008〕。したがって、備辺司が北方と南方の羈縻政策を相互連関的に策定していたと考えられるのである。結果的に建州女真の勢力拡大と清朝建国によって北方の羈縻は消滅するが、南方では釜山倭館を舞台とした近世日朝通交が長く展開されることになる。その基本的な枠組みがこの年に定まったのである。

(2)1605年(慶長10・宣祖38・万暦33)

惟政一行は前年中に対馬を出発し、京都で新年を迎えた(仙巢稿)。そして、2月20日(明暦

19日)頃^{ふしみじょう}に伏見城で惟政は家康と会見したが、対馬側の工作によって、朝鮮側から講和を求めてきたかのように仕立てあげられていた〔米谷 2002〕。このとき惟政が持参した礼曹参議成以文書契は、対馬藩の史書類(善隣通書・朝鮮通交大紀)の録文だけでなく、徳川幕府系統の模本(外国関係書翰)と写本(異国日記・異国来翰之認など)の存在も確認されるため、家康に実際に提出されていたことがわかる。しかし、両者の文言を比較すると、幕府系統本には「幸將此意細陳于内府公」「葆真大師弟子松雲」など、対馬藩系統本にはない文言が追加されている。つまり、義智・調信らは急遽惟政らを伏見城に導くことにしたため、これが対馬側の工作ではなく、朝鮮側の当初からの意向であると装うため、成以文書契を改竄したのである。従来、義智らは書契の趣旨を報告するだけで済ませてきたが、家康と惟政との会見にあたり、書契を提出する必要が生じたため、改竄に踏み切ったのである。

ともあれ、家康をこれを一応の講和の成立とみなし、その恩賞として義智に^{ひぜんたしろ}肥前田代領に2800石を加増した〔荒野 1998〕。このとき発せられたと推定される5月23日付の義智宛家康^{ごないしよ}御内書(下達文書)には、「無事(講和)の儀がますます調うように精を入れよ」とある(九州国立博物館所蔵文書)。

義智は井手智正に惟政を朝鮮まで護送するよう命じ、惟政は5月上旬には帰還している(宣祖38・5・乙酉<12>, 丁酉<24>)。惟政が持ち帰った3月日付の礼曹宛義智書契(5・乙酉)によると、「去歳之秋」に孫文或が来島して「許和講好」したことについて、「不堪感激之至」と喜びを表現している。また、義智・調信連名の^{べつぷく}別幅(贈品目録)にも「和好」の成立への謝辞、および被虜人1390名の送還の旨が付記されていた(5・丁酉)。前年秋の惟政らの来島が対馬と朝鮮との講和成立を意味することが明確に認識されている。その一方で、「本国」と講和しなければ、後日の憂いになるとの牽制の文言もみえる。さらに、調信が「閣下書」(先述の礼曹参議成以文書契)を家康に届けたところ、家康はこれを「一覽」し、朝鮮使節を伏見に導いてくれば、「誠心」を述べると応じたとして、速やかに「和好之驗」を示すよう要求している。これは前掲の家康御内書の趣旨と符合する。

朝鮮側は「和好之驗」を通信使と解釈した。そして、宣祖は安易に通信使を派遣すべきではないとしつつも、「王者」は「夷狄」を永久に拒むことはできないとの論理を開陳し、通信使の派遣に含みをもたせている(5・戊子<15>)。こうした「王者」の論理は1601年から底流をなしている。

その後、7月と10月に被虜人240名が送還され(善隣通書3,17)、11月になると、^{のぶやす}信安(本姓^{みなもと}源、官途名「^{かんど}要沙文」、柳川調信の^{ひかん}被官)が講和の可否の回答を催促した(海行録乙巳・12・10)。彼は10月13日付の義智書契と^{やながわとしなが}柳川智永(調信子)書契を持参していたが、前者は、被虜人など123名を送還すること、去る9月29日に調信が没し、「^{ろうほう}貴国陋邦和好之事」(朝鮮と日本との講和)を遺訓としたことを伝えたものである。後者は、亡父調信の遺訓に触れたうえで「信使」を請うたもので、対馬は「貴国東藩」であると表明し、きわめて低姿勢な態度を示している。「東藩」の表明は、もともと特別な要求のあるときに使用されてきたものであり〔関 2002〕、南北の羈縻の回復をめざす朝鮮から譲歩を引き出すための切り札となるタームであった。これに対する12月日付の義智宛礼曹参議書契には「深嘉貴島向国之誠」とあり(海行録乙巳・12・15)、朝鮮側の対馬への態度もいっそう軟化している。

(3)1606年(慶長11・宣祖39・万曆34)

家康が「第二子」(秀忠^{ひでただ})に「関白」(将軍職)を譲るとの情報が飛び交い、かつ調信没後の対馬の情勢を把握する必要性があったため、朝鮮政府は再び対馬視察の可否を議論した(海行録 丙午・1・26、宣祖39・1・壬辰<23>,乙未<26>)。ただし、調信は壬辰戦争時の先鋒であったことから、差官の名目を弔慰とすることには名分論的反対が強かったが(2・辛亥<12>)、これは朝鮮の「自強之道」に適う手段であって、やむを得ないものであるとの意見も提起された(4・癸卯<5>)。

2月、井手智正が1月25日付の礼曹宛義智書契・智永^{としなが}(景直^{かげなお})書契(海行録 丙午・3・1など)を携えて朝鮮に到来した。その内容は、今春の「一使」こそが「和好之驗」になると迫るものである。

4月、智正と通事朴大根は釜山で家康国書の様式などを協議した(4・乙卯<17>)。智正は、家康は「第二子」に国政を譲り、関東に戻るつもりでいること、そのため「信使」を待ちつづけていると迫っている(海行録 丙午・4・15)。そのさなか、信安が義智書契・景直書契(礼曹宛、東萊・釜山宛、松雲宛、孫文或宛)を持参し、講和の可否を速やかに回答するよう求めた(宣祖39・4・壬戌<24>)。景直書契では、亡父調信への贈物(木綿20匹・正布20匹・倉米20斛)を「皇恩」と表現し、前年来の低姿勢を貫いている。

5月、朝鮮は礼曹判書名の「日本国執政大臣」宛書契案を作成し、日本との講和条件としては「犯陵賊」の引渡しを最優先とした(5・己卯<12>,庚辰<13>)。そして、5月日付の義智宛礼曹参議成以文書契(善隣通書17など)で、「貴国執政」に「差官^{さかん}」を派遣することを通知した。

6月8日、古沙汝文^{こさえもん}(官途名)ら8名が朝鮮に到来し、東萊府使・釜山僉使宛書契などを持参した(6・乙卯<18>)。18日には釜山に長期滞在していた智正が対馬にむけ出航し、朝鮮は賞米100石と過海糧を支給している(6・戊午<21>)。過海糧は『海東諸国紀』に規定のあるもので、戦前まで日本人通交者に支給されていたものである。

智正と孫文或・朴大根との協議内容をまとめた6月18日付の問答別録をもとに、朝鮮政府内で議論が行われた。それによると、智正は家康国書の要求について「最為難」と難色を示したという。しかし、朝鮮としては、家康は仇敵ではないので、その「本意」を記した「一書」に「日本国王」号を明記しさえすれば、使節を派遣すると応じた。さらに、1590年の通信使は日本から先に「国王殿使」が来訪したので「回答」をしたのであるとの見解を示し、智正もこれに納得した。ただし、智正は差官の派遣には反発したため、差官が智正と同行することは見送られた(6・戊午<21>,癸亥<26>)。「日本国王」号の要求は、もちろん朝鮮国王との対等性を要求したものである[関1994]。ただし、「日本国王」号へのこだわりが17世紀前半に特有のものであるということは、「天」および「天朝」の冊封を前提とする交隣・羈縻の回復を対日講和の名分論的根拠としたがゆえに、論理上、「日本国王」号が強く要求されていたことを示唆する。

智正と入れ違いで、24日には義智・智永の使者 信尚^{のぶひさ}(本姓 藤原^{ふじわら}、柳川被官)ら12名が朝鮮に到来し、礼曹宛書契2通、東萊・釜山宛書契1通、孫文或・朴大根ら宛書契4通を持参した(7・辛未<4>,癸酉<6>)。信尚の釜山到着後に届いたとみられる6月23日付の礼曹宛義智書契(海行録 丙午・7・4)では、智正に託された「二件難事」のうち、家康に国書を求めるとの一件は困難であると述べたうえで、以前に口頭で約束した8月中の「和使」の渡海について「約書」を求め

ている。そうした約束の真偽は定かでないが、孫文或らとの交渉でなされたものであろうか。ともあれ、藤信尚は15日以内の回答を要求している（7・癸酉）。

7月4日、朝鮮政府は差官の中止を決定するとともに、礼曹回答書契案を検討した（宣祖39・7・壬申〈4〉、海行録 丙午・7・4）。これをもとに作成された7月日付の義智宛礼曹参議成以文書契（善隣通書3など）は、朝鮮側に「先自通好之理」（自ら先に通好する道理）はなく、家康の「先致書」（先に国書を送る）と「犯陵賊」（王陵盗掘犯）の引渡しを要求する内容である。

8月、新沙汝文（官途名新左衛門）が朝鮮に到来し、家康の国書が対馬に到着したと報じた（海行録8・14）。彼が持参した東萊府使・釜山僉使宛て義智書契（善隣通書5など）によると、今月24日（7月24日）に家康国書が対馬に到達したこと、「飛船」を遣わすので、礼曹に速やかに上申してもらいたいこと、礼曹からの返書があれば、ただちに智正に家康国書を護送させることを告げている。

こうした事態の急展開をうけ、釜山に滞在中の全継信・孫文或・朴大根らが17日に出航し、家康国書の確認に向かった。そして、下旬に対馬の府中（^{ふちゅう}）で義智・調信・玄蘇らと協議を行い、家康国書の「不遜」「違格」を指摘した。義智らは「改書」の要求に反発しつつも、それに応じる姿勢を示した（9・己卯〈13〉、庚辰〈14〉）。

一方、朝鮮政府内では、講和は「帝王待夷之道」に適うものであり、日本側が2つの条件に応じれば、回答は不可避であるとの論調が優勢となり、講和後の約条締結に関する議論が行われた。すなわち、戦前までの^{しんしよわ}深処倭（対馬以外の地域の日本人）の通交権を削減すること、日本からの使節の接待場所を漢城・釜山の2ヶ所ではなく、釜山だけに限定することが議論された（8・己未〈23〉、9・己巳〈3〉）。後者は1604年の方針に沿ったものである。

9月13日、孫文或からの急報が漢城に到達した（9・己卯〈13〉）。17日、朝鮮政府は智正の来訪に備えて応接所の急造を決定し、家康国書への返書案の議論を開始した（9・癸未〈17〉）。そして、10月2日には回答使の正使・副使・従事官が呂祐吉・慶暹・丁好寛に決定し（10・丁酉〈2〉）、これ以後は使節団の構成や贈品の選定などが議論の中心となっていく。5日、全継信から義智が家康の書契を改めてきたとの急報が届いた（10・庚子〈5〉）。このため7日には、国書の授受方法が議論され、釜山での国書接受は先例がないため、京官を接慰官として派遣することになった（10・辛丑〈6〉）。一方、11日には「犯陵賊」の「献俘」「告廟」の儀式をめぐる意見聴取がなされている（10・丙午〈11〉、戊申〈13〉、辛亥〈16〉）。

11月2日、井手智正が朝鮮に到来し、家康国書と「島倭書契」を伝達するとともに、11月中の「和使」派遣を求めた（11・乙亥〈10〉、丁丑〈12〉）。智正が持参した9月7日付の家康国書（海行録 丙午・11・12）には「拝復」という返信文言があった。それに先立つ家康国書案をめぐる議論においても、司憲府は宣祖から家康に「致書」していないのに、なぜ「復書」してきたのかと疑義を呈しているが（10・庚申〈25〉）、「拝復」文言は特に問題視されていない。また、智正が持参した9月26日付の礼曹宛義智書契（海行録 丙午・11・12）には、家康が改書に応じたので、智正を遣わして国書と「犯陵島賊」2名を届けること、智永（景直）が家康に対して「閣下報章」（7月日付礼曹参議成以文書契）を「証」として「和使」が「今冬過海」と報じたので、遅延しないことが「国家幸甚」と述べている。さらに、東萊府使・釜山僉使宛て義智書契案（仙巢稿別本）では、「貴国信使臘月中旬過海之実」は「幸事」であり、「多年尽心、始聞吉音」と喜

びを表している。そして、「音書」（徳川政権からの文書）が届いたので、智永は5日に「王京」（京都）に入り、18日に「関東」（江戸）へ向かったこと、智永はまもなく対馬への帰途につくので、速やかに「信使解纜之計」をなされたいと求めている。

一方、朝鮮政府は、17日に「犯陵賊」2名の事情聴取を行い、彼らは「犯陵賊」に偽装されただけであることが露頭した（11・壬午〈17〉）。21日には、対馬への回答書契案に「誠実」でないことを盛り込むことが検討される一方で、家康への返書では「犯陵賊」に言及しないことが「帝王待夷之道」とであるとされた。朝鮮側は国書偽造や「犯陵賊」の偽装を看破してはいたが、表向きには講和の名分が立った。「帝王待夷之道」という絶対的な論理を用意した以上は、「夷」が行う偽計はなんら支障をきたすものとはならなかったのである。そして、12月22日、家康と義智への返書案が検討された（12・丙辰〈22〉）。

(4)1607年(慶長12・宣祖40・万曆35)

正月4日、朝鮮では「回答刷還使」の名称が策定され（1・戊辰〈4〉）、翌2月、使節一行は対馬に渡航した（海槎録 万曆 35・2・29）。このとき、正月日付の家康（「日本国王」）宛宣祖国書、「日本執政」宛礼曹判書呉億齡書契、義智宛礼曹参議成以文書契、西笑承兌ら宛惟政書契4通を持参していた（海槎録 1・12）。成以文書契では、「犯陵賊」の一件に抗議しつつ、「信義」により遣使を許したとある。

義智・智永らは使節に随行し、閏4月、江戸に到着した。そして、5月6日、使節は江戸城^{えどじょう}に登城し、将軍徳川秀忠と面会し、宣祖国書を奉呈した。このとき奉呈された国書は、義智・智永らが通事朴大根と結託して改竄したもので、返信文言の「奉復」を往信文言の「奉書」に改めたり、家康が戦争に関して謝罪をしたかのような文言が削除されていた〔田代 1983〕。この改竄国書は、近年の調査によって、料紙が竹紙と楮紙を貼り合わせた粗雑なもので、文字は端正な細字ではなく、滲みもみられることなどが判明している〔田代 2007〕。また、「執政」（本多正信^{ほんだまさのぶ}）宛の礼曹参判呉百齡書契も改竄されたものであった〔米谷 1995〕。形態面ではまったく朝鮮書契の体裁をなしていないものであるが、外交経験の乏しい徳川政権には、それを偽書と看破することはできなかったのである。

結局、将軍秀忠はこれを講和の成立とみなし、国書（返書）を使節に託した。また、5月11日付の呉億齡宛本多正信書契（海槎録 6・20 など）には、秀忠が「愛遠人之心」にもとづき被虜人に関する「帰計之嚴命」を下したので、その「寛宥之命」を宣祖に報じるよう求めている。

義智・智永は5月2日付で礼曹宛書契（仙巢稿別本）を送り、使節一行が4月12日に上洛したのち、江戸で秀忠に面会したこと、5月6日に江戸を出発したことを速報している。それにあわせて、信安に長門在留の被虜人12名を送還させており、被虜人送還の幕命が対馬以外の地域にも浸透していることをアピールしたものと見える。

6月にも義智・調信は礼曹宛書契を送っており（善隣通書 8 など）、「貴使」は「両国和交之驗」であり、被虜人の送還は「執政回書」（本多正信書契）のとおり、今後も必ず実行すると約束している。さらに、対馬は古くから「貴国東藩」であるとしながらも、「不煩之事」（簡単な事柄）ばかりを国王に「稟入」というのは、名は「東藩」であっても、実は「東藩」ではないと主張する。そして、対馬との「通信約条」に関しては、再び使者を遣わし、必ず「愁訴」するので「憐察」

されたいと求めている。つまり、日朝講和の成立を早期に導くために表明された「東藩」の言説は、講和の成立をうけて、今度は新約条（貿易協定）の締結を導くための言説へと変化したのである。これに対する 8 月 28 日付の義智宛礼曹参議朴東説書契（善隣通書 8）では、回答刷還使の派遣にともなう「貴島伴行之勞」と「関白接遇之款」を勞り、「兩國和好」は日本側の「誠信」次第であるとしながらも、対馬との新約条の締結に関しては、この段階での回答を避けている。義智は非定例使節の派遣にともなう釜山での互市（公貿易・私貿易）を許可されてはいたが、新約条を締結し（1609 年）、恒常的な歳遣船（年間貿易回数の保証）を復活させるには（1611 年）、もうしばらくの時間を要したのである。

おわりに

講和交渉における徳川家康の関与と対馬宗氏の自律性に関して整理しよう。

〔1598 年～1600 年前半〕家康は豊臣政権の「大老」として講和に関与したが、政権の「外聞」を保つため、朝鮮使節の来日を要求した。義智はその指示をうけて使節を要求するとともに、対馬の既得権益の復活を交渉した。一方、朝鮮は明の完全撤退が進むなかで、南北の軍事的対応に迫られ、女真と対馬を対象とする羈縻の回復に着手した。

〔1600 年後半～1601 年〕豊臣政権が分裂し、関ヶ原の戦いで勝利した徳川家康は、その混乱を終息させ覇権を確立していくが、講和交渉への関与の程度は薄い。一方、朝鮮は「帝王待夷之道」という講和の名分論を構築し、対馬への羈縻の再開を宣言する。義智は誠意の証とすべく、被虜人の送還をいっそう推進するようになる。

〔1602 年～1603 年〕新政権の樹立をめざす家康が講和交渉に本格的に関与し、義智は「徳川政権」のための「通信使」招聘を交渉し、被虜人の送還も集中的に実施する。朝鮮は対馬にたいする羈縻の一環として釜山での公貿易を暫定的に許可する。

〔1604 年～1605 年〕朝鮮は被虜人金光の証言を契機として対日講和の可能性を模索し、明から講和への不干渉について確言を得る。そして惟政を対馬に派遣し、非定例使節の来航にともなう釜山での互市（公貿易・私貿易）を許可する。対馬側はこれを対馬－朝鮮間の講和成立と認識し、惟政を伏見城にまで誘導して家康と面会させる。惟政の来日目的は日本側の論理に置き換えられ、礼曹書契も改竄されたもので、対馬の情報操作が介在していた。

〔1606 年～1607 年〕家康は正式な朝鮮使節を招聘するよう義智に命令する。義智は朝鮮の「東藩」としての立場を表明し、朝鮮からの最大限の譲歩を引き出す。朝鮮は家康の国書と「犯陵賊」の送致を条件に使節派遣に応じる。義智は国書を偽造し、島内の罪人を「犯陵賊」に偽装することで対応する。朝鮮は偽計を看破したが、一応の名分は立ったため、「帝王待夷之道」という論理によって対日講和を決断し、回答刷還使を派遣する。義智は朝鮮国書などを改竄することで、家康国書の偽造の事実を糊塗し、家康・秀忠は講和の成立とみなす。

このように朝鮮は対馬にたいする羈縻の再開を 1601 年に宣言して以降、従来の権益の復旧を段階的に認めていった。この流れは 1609 年の己酉約条の締結につながり、それ以後も続いていくが、1604 年の釜山互市の許可が講和の成立であることは朝鮮・対馬双方が認識していた。対馬側はこうして諸権益の復活を漸次的に進めつつ、1602 年以降は「徳川政権」の指示をうけて「通

信使」の招聘に奔走した。その過程で発生した解決困難な矛盾は国書偽造などの偽計で乗りこえ、朝鮮側も「帝王待夷之道」という論理のもとに黙認した。日朝講和交渉における徳川政権の関与は表面的なもので、対馬宗氏がおこなう交渉の具体的な内容にまで踏み込むものではなかったのである。

[参考文献]

- 荒木和憲 2008 「対馬宗氏の日朝外交戦術」 (荒野泰典・石井正敏・村井章介編『地球的世界の成立』吉川弘文館)
- 荒木和憲 2017 「粉粧粉青沙器の日本への流入経路に関する一試論」 (『海洋文化財』10)
- 荒野泰典 1998 『近世日本と東アジア』 (東京大学出版会)
- 長節子 1997 「一五世紀後半の日朝貿易の形態」 (中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館)
- 河宇鳳 2002 「国交再開期における松雲大師の活動とその意義」 (仲尾宏・曹永祿 2002)
- 木村拓 2011 「朝鮮王朝世宗による事大・交隣両立の企図」 (『朝鮮学報』221)
- 桂勝範 2008 「壬辰倭乱とヌルハチ」 (鄭杜熙・李璟珣 2008)
- 洪性徳 1995 「壬辰倭亂직후日本の對朝鮮講和交渉」 (『韓日關係史研究』3)
- 洪性徳 2013 「조선후기 한일외교체제와 대마도의 역할」 (『동북아역사논총』41)
- 鈴木開 2011 「丁応泰の変と朝鮮」 (『朝鮮学報』219)
- 崔承熙 1989 『増補版韓国古文書研究』 (知識産業社)
- 関周一 2002 『中世日朝海域史の研究』 (吉川弘文館)
- 孫承喆 1998 『近世の朝鮮と日本』 (明石書店)
- 高橋公明 1985 「慶長十二年の回答兼刷還使の来日についての一考察」 (『名古屋大学文学部研究論集』92・史学31)
- 田代和生 1983 『書き替えられた国書』 (中央公論社)
- 田代和生 2007 「朝鮮国書原本の所在と科学分析」 (『朝鮮学報』202)
- 田中健夫 1975 『中世対外関係史』 (東京大学出版会)
- 鄭杜熙・李璟珣 (編著) 2008 『壬辰戦争』 (明石書店)
- 徳川義宣 1983 『新修徳川家康文書の研究』 (吉川弘文館)
- 仲尾宏・曹永祿 (編) 2002 『朝鮮義僧将・松雲大師と徳川家康』 (明石書店)
- 中野等 2006 『秀吉の軍令と大陸侵攻』 (吉川弘文館)
- 中野等 2008 『文禄・慶長の役』 (吉川弘文館)
- 中村栄孝 1969 『日鮮関係史の研究』中 (吉川弘文館)
- 貫井正之 2001 『豊臣・徳川時代と朝鮮』 (明石書店)
- 貫井正之 2002 「義僧兵将・外交僧としての松雲大師の活動」 (仲尾宏・曹永祿 2002)
- 関德基 1994 『前近代東アジアのなかの韓日関係』 (早稲田大学出版部)
- 三宅英利 1986 『近世日朝関係史の研究』文献出版
- 米谷均 2002 「松雲大師の来日と朝鮮被虜人の送還について」 (仲尾宏・曹永祿 2002)
- 米谷均 1995 「近世初期日朝関係における外交文書の偽造と改竄」 (『早稲田大学大学院文学研究科紀要』41・第4分冊)

李啓煌 1997『文禄・慶長の役と東アジア』（臨川書店）

ロナルド・トビ 1990『近世日本の国家形成と外交』（創文社）

ロナルド・トビ 2008『「鎖国」という外交』（小学館）

（謝辞）

本報告は、2017年度人間文化研究機構若手派遣プログラム、および2017年度箕堂韓国研究基金（財団法人韓日文化交流基金）による研究成果の一部である。